

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌条例

〔平成19年1月17日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第3号

(事務局等の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置き、事務局に次の課を置く。

総務企画課

資格管理課

給付課

(事務分掌)

第2条 課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務企画課

- (1) 職員の人事、給与、服務等に関する事。
- (2) 予算その他財政に関する事。
- (3) 大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)議会に関する事。
- (4) 広域連合の事務の総合調整及び企画に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しない事。

資格管理課

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事。
- (2) 保険料に関する事。
- (3) 後期高齢者医療制度の施行に関する事(前2号に掲げる事務に関するものに限る。)

給付課

- (1) 後期高齢者医療給付に関する事。
- (2) 保健事業に関する事。
- (3) 後期高齢者医療制度の施行に関する事(前2号に掲げる事項に関するものに限る。)

第3条 事務局の事務を分掌させるため、第1条に定めるもののほか、規則の定めるところにより、必要な組織を置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、事務局の事務分掌に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。